



平成20年1月8日

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分について

< 問い合わせ先 >

自動車運送事業安全監理室

(自動車交通部自動車監査官)

担当：宮寄、佐々木

電話 092-472-2529

平成19年1月5日から平成19年4月24日までの間、久留米物流サービス株式会社の資源部門係長が、アルバイト従業員に対して無免許であることを知りながら、会社の業務として社用車の事業用普通貨物自動車を反復継続して無免許運転することを命じたとして、福岡県公安委員会から道路交通法第75条第3項にかかる意見照会があったため監査を実施したところ、運転手に対する点呼の記録を一部行なっていなかった等の違反が判明したため、下記のとおり、貨物自動車運送事業法(以下「法」という)第33条の規定に基づき、本社営業所の事業停止処分7日間及び輸送施設(事業用自動車)の使用停止を延べ120日間行なうことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分又は命令の年月日

平成20年1月8日

2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置

- ・事業者の名称： 久留米物流サービス株式会社
- ・主たる事務所の位置： 福岡県久留米市東櫛原町353番地

3. 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置

- ・営業所の名称： 本社営業所
- ・営業所の位置： 福岡県久留米市東櫛原町353番地

4. 行政処分又は命令の内容等

(1) 行政処分の内容

本社営業所の事業停止7日間及び輸送施設(事業用自動車)の使用停止

120日車

(注)日車 = 停止日数 × 停止車両数

( 2 ) 処分期間

事業停止：平成 20 年 1 月 11 日から平成 20 年 1 月 17 日まで( 7 日間 )

使用停止：平成 20 年 1 月 18 日から平成 20 年 2 月 26 日まで

( 40 日 × 3 両 )

5 . 違反行為及び違反条項

運転手に対する点呼の記録が不適切であった。

( 法第 17 条第 3 項 )( 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 4 項 )

乗務等の記録を作成していなかった。

( 法第 17 条第 3 項 )( 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8 条 )

退職者運転者の台帳を 3 年間保存していなかった。

( 法第 17 条第 3 項 )( 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条の 4 )

運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

( 法第 17 条第 3 項 )( 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項 )

運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

( 法第 17 条第 3 項 )( 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 22 条 )

運行管理者の研修を受講していなかった。

( 法第 17 条第 3 項 )( 貨物自動車運送事業輸送安全規則 23 条第 1 項 )

本件は、 ~ の違反の他に、所属運転手に無免許運転することを命じたとして、福岡県公安委員会から道路交通法第 75 条第 3 項にかかる意見照会があったため、運転者に対する指導及び監督が不適切として、事業停止 7 日間の処分を加算。

6 . 監査実施の端緒

道路交通法第 75 条第 3 項に基づく福岡県公安委員会からの意見照会

( アルバイト従業員が無免許であることを知りながら、会社の業務として無免許運転を下命したもの。 )

7 . 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数 ( 累積点：10 日車を 1 点とし端数は切り上げる )

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は 12 点で、九州運輸局管内における累積違反点数は 12 点です。